

展覧会における美術品損害の補償に関する法律案

趣旨

優れた美術品をより**多くの国民が鑑賞**できるよう、展示美術品の損害を政府が補償することにより、質の高い展覧会が広く全国で開催されるよう国が支援する。

【背景】

- 美術品の評価額の上昇、テロ・自然災害等により、展覧会の美術品の保険料が 高騰。
- 景気悪化に伴い、民間主催の大規模展覧会の規模が縮小。断念するケースも。
- G8ではロシアと日本以外で、またEU加盟国の約6割で、国家補償制度を導入済。

概要

- 美術品の損害につき、政府が補償契約を締結できることを定める。
- 対象となる展覧会は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資するものとして 文部科学省令で定める規模、内容その他の要件に該当するものであることとする。
- 対象となる展覧会の主催者は、当該展覧会を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であることとする。
- 損害総額の一定部分は主催者が負担、それを超える部分を国が補償する(ただし、 補償上限額を定める)。
- 毎年度の補償契約の締結の限度額を予算で定める。
- 文化審議会の意見を聴いて、対象となる展覧会を決定する。

【本法案の効果】

- ① 広く全国で安定的・継続的に優れた展覧会が開催されるようになる。
- ② 海外の美術品を多くの国民の鑑賞に供することで、国際文化交流が活性化する。
- ③ 展覧会の選定手続を通じ、その美術館の企画・運営能力の向上が図られる。

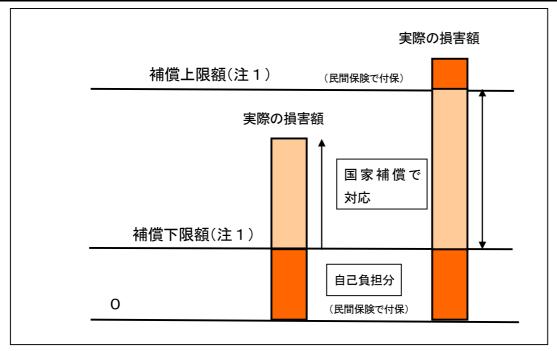
施行期日

平成23年4月1日



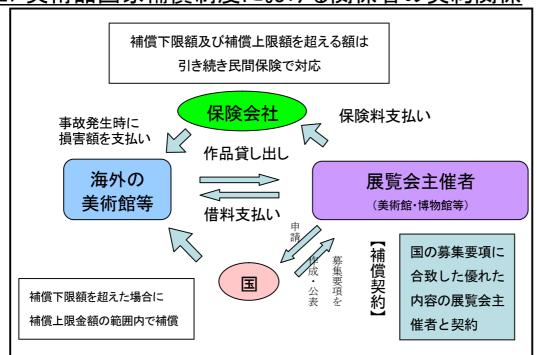
美術品国家補償制度の仕組み

1. 美術品国家補償制度における展覧会の補償額の範囲



- (注1) 政令で定める額(補償下限額は一般損害と地震等の特定損害に分ける。)
- (注2) 一会計年度の予算で定める額(年度によって変動)で10件程度の展覧会の美術品の損害 補償を想定。

2. 美術品国家補償制度における関係者の契約関係



- ・国は、展覧会の主催者を相手方として、美術品の所有者(海外の美術館等)に対し、その美術品の 損害を補償する契約を展覧会主催者と締結する。
- ・国の補償は、美術品の所有者等の請求に応じて、その損害総額が補償下限額を超える場合に、 その超過額(ただし、補償上限額の範囲内)を所有者に支払う。

第一 法律の目的等

一目的

この法律は、 展覧会の主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、 政府が当該

損害を補償する制度を設けることにより、 国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を

支援し、 もって文化の発展に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

二定義

この法律において、 次に掲げる用語の意義は、 それぞれに定めるところによるものとすること。

- $\left(\longrightarrow \right)$ 美術品 絵画、 彫刻、 工芸品その他の有形の文化的所産である動産をいうものとすること。
- $(\underline{})$ 展覧会 美術品を公衆の観覧に供するための催しで、 次に掲げる施設において行われるものをい

うものとすること。

イ 独立行政法人国立美術館が設置する美術館

ロ 独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館

ハ イ及び口に掲げるもののほか、 博物館法 (昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に

規定する博物館 又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施 設

(第二条関係)

補償契約

第二

補償契約の内容等

1 政府は、 展覧会の主催者を相手方として、 当該主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品に損

害が生じた場合に、 政府がその所有者に対し当該損害を補償することを約する契約 (以 下 「補償 契約

」という。)を締結することができるものとすること。

(第三条第一項関係)

2 1 の展覧会は、 国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資するものとして文部科学省令で定める規模

内容その他の要件に該当するものでなければならないものとすること。

(第三条第二項関係)

3 1 0 展覧会の主催者は 当該 展覧会を適 確 か つ円滑に実施するために必要な経理的基 礎 及び: 技術的

能力を有する者でなければならないものとすること。

(第三条第三項関係)

1 補償契約による政府の補償は、 次に掲げる場合において、 それぞれに定める額 (それぞれの場合の

1 ずれ に も該当する場合にあってはそれぞれに定める額の合計額とし、 それぞれ に定め る額 又 は それ

ぞれに定める額 の合計 額が政令で定める額 (以 下 「補償上限額」という。) を超える場合に あ っては

補償上限額とする。)の限度で行うものとすること。この場合において、 補償対象損害 (補償契約に

よる補償の対象となる損害として補償契約で定める損害をい V) 補償契約の相手方である展覧会の主

催者が第二の

匹

の規定に違反したことにより生じた損害を除く。

以下同じ。)

の額は、

対象美術

品品

補償契 約 の相手方である展覧会の主催者が当該 展覧会の ために借り受けた美術品 のうち、 補 償 契 介約に

よる補 償の対象となるものとして補償契約で定めるものをいう。 以下同じ。) の約定評 [価額 (対象美

術 品の価額として補償契約で定める価額をいう。以下同じ。)によって算定するものとすること。

(第四条第一項関係)

 $\left(- \right)$ 当該 補償契約に係る対象美術品 12 つい て生じた補償対象損害 (地震による損害その 他 \mathcal{O} 政令で定

8 る損害 (口において 「特定損害」 という。) に該当するものを除く。 の額の合計額が政令で定

める額を超える場合 その超える額

- 当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害 (特定損害に該当するものに限る。
-) の額の合計額が政令で定める額を超える場合 その超える額

金の額の算定方法に関

し必要な事

項は、

文部科学省令で定め

るものとすること。

2

補

償

契約に係る対象美術品ごとの補償

(第四条第二項関係)

三 補償契約の締結の限度

政府は、 一会計年度内に締結する補償契約に係る約定評価額総額 (一の補償契約に係る対象美術 品の

約定評 価 額 の合計 額 (当該合計 額が補償上限額を超える場合にあっては、 補償上限額) をいう。)の合

計 額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、 補償契約を締結するものとすること。

(第五条関係)

四 対象美術品の取扱い

補償契約 の相手方である展覧会の主催者は、 対象美術品の展示、 運搬その他の取扱いに当たっては、

その 損害 0 防 (止のために必要なものとして文部科学省令で定める基準を遵守しなければならない ŧ のと

(第六条関係)

五 補償契約の解除

政府は、 当該補償契約に係る展覧会が第二の一の2に規定する要件を満たさなくなったとき又は当該

補償契約 の相手方である展覧会の主催者が第二の一の3に規定する要件を満たさなくなったとき若しく

は第二の四の規定に違反したとき等は、将来に向かって補償契約を解除することができるものとするこ

と。

(第十一条関係)

六 その他

1 報 告 の徴収、 補償金の支払を受ける権利の時効、 補償金を支払った場合における残存物代位及び請

求権代位等について定めること。

(第七条から第十条関係)

2 この法律に規定する政府の業務は、文部科学大臣が管掌するものとすること。

(第十二条第一項関係)

3 文部科学大臣は、 補償契約を締結しようとする場合には、 あらかじめ、 文化審議会の意見を聴くと

ともに、財務大臣に協議しなければならないものとすること。

(第十二条第二項関係)

4 文部科学大臣は、 補償契約に基づく業務の一部を損害保険会社等に委託することができるものとす

ること。

(第十三条関係)

5 この法律に定めるもののほか、 補償契約の締結の手続その他この法律を実施するため必要な事項は

、文部科学省令で定めるものとすること。

(第十四条関係)

第三 施行期日

一 この法律は、平成二十三年四月一日から施行すること。

(附則第一項関係)

文部科学省設置法 (平成十一年法律第九十六号) の一部を改正すること。

(附則第二項関係)

展覧会における美術品損害の補償に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、 展覧会の主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、 政府が当

該 損害を補 償 する 制度を設けることにより、 国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開 催を

支援し、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、 次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

美術」 品 絵画、 彫刻、 工芸品その他の有形の文化的 所産である動産をいう。

展覧会 美術 品を公衆 の観覧に供するための催しで、 次に掲げる施設において行われるものをいう。

イ 独立行政法人国立美術館が設置する美術館

ロ 独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館

イ及び 口 に掲げるものの ほ か、 博物: 館法 (昭和二十六年法律第二百八十五号) 第二条第一項に規定

す る博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設

(補償契約)

政府は、 展覧会の主催者を相手方として、 当該主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品に損

害 が 生じた場合に、 政 府 がその所有者に対し当該損害を補償することを約する契約 (以 下 「補償契約」 لح

いう。)を締結することができる。

2 前項の展覧会は、 国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資するものとして文部科学省令で定める規模、

内容その他の要件に該当するものでなければならない。

3 第一 項の展覧会の主催者は、 当該展覧会を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び技術的

能力を有する者でなければならない。

(補償金)

第四条 補償契約による政府の補償は、 次の各号に掲げる場合において、 当該各号に定める額 (当該各号に

掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める額の合計額とし、 当該各号に定める額

又は当該合計 i額が 政令で定める額 (以 下 「補償 上限額」 という。)を超える場合にあっては補 償 Ĺ 限 領と

する。 の限度で行うものとする。 この場合において、 補償対象損害 (補償契約による補償の 対象となる

損害として補償契約で定める損害をいい、 補償契約の相手方である展覧会の主催者が第六条の規定に違反

したことにより生じた損害を除く。 以下同じ。) の額は、 対象美術品 (補償契約の相 手方であ る展覧 会の

主催者が当該 展覧会 0 ため に借 り受けた美術 品 のうち、 補 償契約 に よる補償 \mathcal{O} 対 象となるも のとし て補償

契約で定め るもの を いう。 以 下 同 ľ 0) 約 定評価質 額 (対象美術 品品 0) 価額として補償契約で定める 価 額を

いう。以下同じ。)によって算定する。

当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害 (地震による損害その他の政令で定める

損害 (次号にお いて 「特定損害」 という。 に該当するものを除く。) の 額 の合計額が政令で定める額

を超える場合 その超える額

当該 補 償 契約 に係る対象美術 品について生じた補 償対象損害 (特定損害に該当するものに限る。

0

額の合計額が政令で定める額を超える場合 その超える額

2 補償契約 に係る対象美術品ごとの補償金 の額の算定方法に関 し必要な事項は、 文部科学省令で定める。

(補償契約の締結の限度)

第五 条 政府 は 会計年度内に締結する補償契約に係る約定評価額総額 (一の補償契約に係る対象美術品

 \mathcal{O} 約定評価額の合計額 (当該合計額が補償上限額を超える場合にあっては、 補償上限額) をいう。) の合

計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、 補償契約を締結するものとする。

(対象美術品の取扱い)

第六条 補 償 契 約 0) 相 手方である展覧会の主催 者は、 対象美術品 の展示、 運搬 そ \mathcal{O} 他 0 取 扱い に当たっては

その損害 の防止のために必要なものとして文部科学省令で定める基準を遵守しなければならない。

(報告の徴収)

第七 条 政府 は、 この 法律 の施行に必要な限度に おいて、 補償契約 の相手方である展覧会の主催者に対し、

当該展覧会の実施状況について報告を求めることができる。

(時効)

第八条 補償金の支払を受ける権利は、 三年間行わないときは、 時効によって消滅する。

(残存物代位)

第九 条 政府 は、 対象 美術 品の全部 が 滅失 した場合にお 1 て、 補償金を支払ったときは、 当該 補償 金 0 額の

約定評例 価額に対する割合に応じて、 当該対象美術品 に関してその所有者が有する所有権 その 他 の物 権 に 0

いて当然に当該所有者に代位する。

(請求権代位)

第十条 政府は、 補償金を支払ったときは、 次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、 補償対象

損害が生じたことにより対象美術 品の所有者が取得する債権 (第二号において「所有者取得債権」という

。)について当然に当該所有者に代位する。

一 政府が支払った補償金の額

一 所有者取得債権の額

(補償契約の解除)

第十一条 政府は、 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、 将来に向かって補償契約を解除す

ることができる。

当該補償契約に係る展覧会が第三条第二項に規定する要件を満たさなくなったとき。

当該補償契約の相手方である展覧会の主催者が次のいずれかに該当するとき。

イ 第三条第三項に規定する要件を満たさなくなったとき。

- ロ 第六条の規定に違反したとき。
- ハ 第七条の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をしたとき。
- ニ 当該補償契約の条項に違反したとき。

(業務の管掌)

この法律に規定する政府の業務は、 文部科学大臣が管掌する。

2 文部科学大臣は、 補償契約を締結しようとする場合には、 あらかじめ、 文化審議会の意見を聴くととも

に、財務大臣に協議しなければならない。

(業務の委託)

第十三条 文部科学大臣は、 政令で定めるところにより、 補償契約に基づく業務の一部を保険業法 (平成七

年法律第百五号)第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等に

委託することができる。

(文部科学省令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、 補償契約の締結の手続その他この法律を実施するため必要な事項

は、文部科学省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

(文部科学省設置法の一部改正)

2 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第五号中「第七条第三項」の下に「、展覧会における美術品損害の補償に関する法律

平成二十二年法律第

号)第十二条第二項」を加える。

理由

国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援するため、その主催者が展覧会のために

借り受けた美術品に損害が生じた場合に、 政府が当該損害を補償する制度を創設する必要がある。

これが、

この法律案を提出する理由である。

次

目

○ 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)

展覧会における美術品損害の補償に関する法律案新旧対照条文

(傍線は改正部分)

〇 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)

2・3 (略)	属させられた事項を処理すること。	十六年法律第百二十五号)第二条第二項の規定によりその権限に	四項、文化財保護法第百五十三条及び文化功労者年金法(昭和二	作権等管理事業法(平成十二年法律第百三十一号)第二十四条第	に関する法律(昭和三十一年法律第八十六号)第五条第四項、著	法律第四十八号)、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例	二年法律第 号)第十二条第二項、著作権法(昭和四十五年	項、展覧会における美術品損害の補償に関する法律 (平成二十	文化芸術振興基本法(平成十三年法律第百四十八号)第七条第	〜 四 (略)	第三十条 文化審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。	(文化審議会)	改正案
2 · 3 (同上)		0	第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること	及び文化功労者年金法(昭和二十六年法律第百二十五号)第二条	律第百三十一号)第二十四条第四項、文化財保護法第百五十三条	第八十六号)第五条第四項、著作権等管理事業法(平成十二年法	約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和三十一年法律	三項、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)、万国著作権条	五 文化芸術振興基本法(平成十三年法律第百四十八号)第七条第	一〜四 (同上)	第三十条 文化審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。	(文化審議会)	現 行

展覧会における美術品損害の補償に関する法律案参照条文

〇 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)(抄)	〇 保険業法(平成七年法律第百五号)(抄)	○ 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)(抄)	目次
3	2	1	

○博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)(抄)

(定義)

第二条 政令で定めるその他の法人(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立 和二十五年法律第百十八号)による図書館を除く。)のうち、 な事業を行い、 下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必 人をいう。第二十九条において同じ。) この法律におい あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法 て 「博物館」 とは、 を除く。) 歴史、 芸術、 が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。 民俗、 地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法 産業、 自然科学等に関する資料 を収集し、 保管 (育成を含む。 宗教法人又は 一行政 (昭 以

2 · 3 (略)

(登録)

第十条 原簿に登録を受けるものとする。 博物館を設置しようとする者は、 当該博物館に ついて、 当該博物館の所在する都道府県の教育委員会に備える博物 館 登

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十七条 (略)

導又は助言を与えることができる。 都道府県の教育委員会は、 私立博物 館 に対 į その求めに応じて、 私立 博物館 の設置及び 運営に関して、 専 菛 的 技 術 的 0 指

博物館に相当する施設)

第二十九条 施 て指定したものについては、 設にあつては当該 博物館の事業に類する事業を行う施設で、 施設の所在する都道府県の教育委員会が、文部科学省令で定めるところにより、 第二十七条第二項の規定を準用する。 国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、 博物館に相当する施設とし その 他

○保険業法 (平成七年法律第百五号)

(定義)

第二条

2 • (略)

4 この法律において「損害保険会社」とは、 保険会社のうち第三条第五項の損害保険業免許を受けた者をいう。

5 \ 8

9 この法律において 「外国損害保険会社等」とは、 外国保険会社等のうち第百八十五条第五項の外国損害保険業免許を受けた者

10 5 42 をいう。 (略)

(免許)

第三条 (略)

2 • 3 (略)

生命保険業免許は、第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行

う事業に係る免許とする。

において同じ。)に関し、一定額の保険金を支払うことを約し、保険料を収受する保険(次号ハに掲げる死亡のみに係るものを 人の生存又は死亡(当該人の余命が一定の期間以内であると医師により診断された身体の状態を含む。以下この項及び次項

二 次に掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによって生ずることのある当該人の損害をてん補すること を約し、保険料を収受する保険

1 人が疾病にかかったこと。

傷害を受けたこと又は疾病にかかったことを原因とする人の状態

傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡

イ又は口に掲げるものに類するものとして内閣府令で定めるもの(人の死亡を除く。)

 \equiv 次項第一号に掲げる保険のうち、 ロ又は二に掲げるものに関し、 再保険であって、 治療(治療に類する行為として内閣府令で定めるものを含む。)を受けたこと。 前二号に掲げる保険に係るもの

- 5 う事業に係る免許とする。 損害保険業免許は、第一号に掲げる保険の引受けを行い、 又はこれに併せて第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行
- 定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し、 保険料を収受する保険 (次号に掲げる保険 を除
- 二 前項第二号に掲げる保険
- いて「海外旅行期間」という。)における当該 前項第一号に掲げる保険のうち、 人が外国 人の死亡又は人が海外旅行期間中にかかった疾病を直接の原因とする当該 への旅行のために住居を出発した後、 住居に帰着するまでの間 (以下この号に 人の

死お

6 (略)

亡に関する保険

(免許)

第百八十五条 (略

2~4 (略)

5 げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。 外国損害保険業免許は、 第三条第五項第一号に掲げる保険の引受けを行い、 又はこれに併せて同項第二号若しくは第三号に掲

- 6 (略)
- ○文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)(抄)

(文化審議会)

第三十条 文化審議会は、次に掲げる事務をつかさどる

~四 (略)

2

3

略

五. 二年法律第百三十一号)第二十四条第四項、 条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律 文化芸術振興基本法 第二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。 (平成十三年法律第百四十八号) 第七条第三項、著作権法 文化財保護法第百五十三条及び文化功労者年金法 (昭和三十一年法律第八十六号) 第五条第四項、 (昭和四十五年法律第四十八号)、万国著作権 (昭和二十六年法律第百二十五 著作権等管理事業法 (平成十

- 3 -